

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する告示 新旧対照条文

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物（平成二十一年経済産業省告示第三百七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するもの</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号、第十号又は第十五号のいずれかに該当するもの</p> <p>三・四 (略)</p>